

助成金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国の子供たちに安全かつ楽しみながらサーフィンを体験してもらうことを目的に、文部科学省「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業」の委託を受けて開催する「NSA サーフィンスクール」の助成金を交付することについて、一般社団法人日本サーフィン連盟「NSA サーフィンスクール」助成金交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 「NSA サーフィンスクール」の助成金は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体及び個人に、予算の範囲内で交付することができる。

- (1) 日本サーフィン連盟（以下「連盟」という。）の支部
- (2) 正会員として当連盟の支部に所属する公認指導員
- (3) 当連盟の支部に所属するチーム

(助成額)

第3条 助成の対象とする費用は、別表第1に掲げるものとする。

2 委託経費の限度額は200千円以内とする。

(交付申請の添付書類)

第4条 規則第4条第1項第2号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 開催申請書（様式第2号）
- (2) その他理事長が必要と認める書類

(審査)

第5条 理事長は、申請のあった団体又は個人への交付に当たり、申請書類を審査し、必要があれば団体又は個人へのヒアリングを行い交付決定する。

2 前項の結果に基づき、交付額を決定する。

(交付制限)

第6条 助成金は、同一年度内において、同一の対象者について複数回の交付を認める。

(支出報告の添付書類)

第7条 規則第8条第1項第1号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) NSA サーフィンスクールへの支出に係る通知書の記録写真及び資料等
- (2) 領収書等の写し
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

(理事会承認 令和2年8月4日)

別表第1 (第3条関係) 助成対象費

費 目	内 容
諸謝金	本事業を実施する講師等への謝礼 (NSA より支給)
旅費	本事業の準備・実施、広報活動、事業報告・普及活動、打ち合わせなどのための活動場所までの移動に要する経費 日当1千円/人をNSA より支給
印刷製本費	本事業で実施する募集等の広報や事業成果の普及等に係る印刷物に係る経費 (データ作成料やデザイン料含む)
通信運搬費	本事業に要する発送費、運搬費
借損料	本事業で使用する施設や物品の借料 (サーフボードレンタル費等)
雑役務費	上記以外の経費の内、本事業に要する経費 (設営費等)
一般管理費	委託事業に要する費用を分割して積算できない経費 NSA は事務手数料として総費用の10%を徴収